



保険税

## 納め忘れに注意

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

保険税の納期限を過ぎると、督促が行われます。保険税の納め忘れがある場合は、早急に納付してください。

督促後も納めないでいると、保険の給付に制限がかかり、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。さらに、納期限から1年を過ぎると「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書は保険証と異なり、医療機関を受診した際いったん全額自己負担することになります。

### ■保険税の豆知識！Q&A

**Q 保険税はだれが納めるの？**

**A** 国保では加入している一人一人が被保険者ですが、保険税は世帯主がまとめて納めます。

**Q 保険税はどのように決められるの？**



5月31日は「世界禁煙デー」  
5月31日から6月6日まで  
は「禁煙週間」です

**A** 年度（4月から翌年3月）ごとに計算して決められます。年度の途中で加入者の人数が変わったり、前年の総所得金額が変更になったりしたときなどは、再度計算し直します。

**Q 年度の途中で加入・脱退した場合、保険税はどうなるの？**

**A** 月割りで計算します。年度途中から加入した場合は、加入した月から年度末まで、年度途中で脱退した場合は、4月から脱退した前月分までとなります。

保険税のお問い合わせは国保年金係、保険税のお問い合わせは町民税務課課税係（☎77-3915）までお願いします。



任意加入制度

## 受給資格期間は足りていますか？

ねんきんダイヤル ☎0570-051165

未納期間があつて年金が受けられない方や受給額を増やしたいという方は、60歳以降も任意で国民年金に加入できます。

国民年金の加入は60歳になるまでとなつています。しかし、未納期間があつて老齢基礎年金が受けられない、あるいは受け取る年金額を増やしたいという方のために、引き続き65歳になるまで任意加入することができ制度があります。

保険料の納付方法は口座振替が原則です。  
**【注意】** 未納期間がなく、満額の老齢基礎年金を受給できる方や老齢基礎年金を繰り上げて受給されている方は加入できませんのでご注意ください。

## 協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽは、主に中小企業に勤務されている方とご家族が加入されている健康保険です。

### 平成27年度の保険料率について

平成27年度健康保険料率は本年4月分（5月納付分）より9.93%から9.97%に、介護保険料率は1.72%から1.58%へ変更することになりました。

■問合せ 協会けんぽ 千葉支部 企画総務グループ ☎043-308-0522

### 加入者ご家族（被扶養者）の特定健診

加入者ご家族（40～74歳の被扶養者）に特定健診を実施しており、健診費用の一部（6,520円）を助成しています。なお、受診券は加入者ご本人の住所に直送します。

#### ■特定健診とは？

生活習慣病の予防を目的とし、腹囲の計測・血圧・脂質・空腹時血糖・肝機能・尿検査などの検査を行う健診です。

#### ■どうやって受診するの？

加入者ご本人の住所に送付する受診券と健康保険証で受診できます。

#### ■どこで受診するの？

健診機関の一覧および集団健診の日程や会場を協会けんぽのホームページに掲載しております。

#### ■自己負担額は？

個別健診で1,180円（一部の健診機関では500円）、集団健診で500円です。

#### ■その他

加入者ご本人には「生活習慣病予防健診」を実施しています（勤務先にご案内をお送りしています）。

■問合せ 協会けんぽ 千葉支部 保健グループ ☎043-308-0525



## 特別永住者証明書・在留カード 切り替えはお済みですか？

町民税務課 戸籍係 77-3911

現在お持ちの外国人登録証明書は、「次回確認（切替）期間」の記載にかかわらず、左記の日までに「特別永住者証明書」または「在留カード」に切り替える必要があります。

### 特別永住者の方（特別永住者証明書への切り替え）

#### 申請の場所 町民税務課 戸籍係

#### 申請の期限

(1) 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方

・外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月8日までに到来する方

↓平成27年7月8日まで

・外国人登録証明書の次回確認（切替）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方

↓当該誕生日まで

(2) 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方

↓16歳の誕生日まで

### 永住者の方（在留カードへの切り替え）

申請の場所 最寄りの地方入国管理局もしくは同支局またはこ

これらの出張所

#### 申請の期限

(1) 平成24年7月9日時点で16歳以上であった方

↓平成27年7月8日まで

(2) 平成24年7月9日時点で16歳未満であった方

・平成27年7月8日までに16歳の誕生日が到来する方

↓16歳の誕生日まで

・平成27年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方

↓平成27年7月8日まで



平成27年7月8日の直前の時期は、窓口が混み合うことが予想されますので早めのお手続きをお願いします。



## 平成27年度分 農作業別標準賃金が決定

町民税務課 農作業委員会 77-3920

町の農業委員会では、毎年町内の農作業受託賃金の目安となる農作業の基準額を定めています。平成27年度の農作業別標準賃金が決まりましたので、お知らせします。

この料金は、整地された農地を基準としたものです。

ほ場条件・作業の内容などにより

り通常と異なる場合は、雇用者・被雇用者で話し合ってください。

作業内容	賃金(円)	備 考
畑作業一般	6,500	軽作業とする
水田耕起	6,000	(10aあたり)トラクター、オペレーター付き賃作業料金、耕運深度15cm以上
水田代かき	6,000	(10aあたり)トラクター、オペレーター付き賃作業料金
あぜ塗り	30	1mあたり
機械田植	6,500	(10aあたり)オペレーター付き賃作業料金、苗代を含まない
コンバイン	18,000	(10aあたり)オペレーター付き賃作業料金、補助者賃金および乾燥場までのもみ運搬費を含まない
育苗	700	(1箱あたり)硬化まで、種もみ代を含む
	400	(1箱あたり)緑化まで、種もみ代を含む
刈取、脱穀、玄米まで	36,000	(10aあたり)オペレーター付き賃作業料金、補助者賃金および乾燥場までのもみ運搬費を含まない
もみ摺り	600	1俵あたり
農業用トラクターによる耕運	5,000	(10aあたり)畑口一ターリ一耕
乾燥調整	2,250	1俵あたり